



ウミガメ 撮影：按田由紀

目次

- | | | | |
|--------------------------------------|----|---|-----|
| ●寄稿文：山男には惚れるなよ
常円寺住職 及川 周介 | …2 | ●論文：従業員の妊娠・出産・育児への対応
～事業主として知っておきたいこと～ | …8 |
| ●論文：相続人が行方不明の場合の対応
弁護士：古川健太郎 | …4 | ●ご挨拶 | …10 |
| ●論文：労働事件の解決 ～懲戒処分について①～
弁護士：大山 晃平 | …6 | 弁護士：中森 慧 | |

ご挨拶

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

初夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当事務所は、本年2月に中森慧弁護士が加入し、弁護士6名体制となりました。皆様からのご要望に迅速かつ的確に 대응することができるよう事務所一同さらに精進いたしますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどお願いいたします。

今回は、私どもが日頃より大変お世話になっております常円寺の及川周介ご住職にご寄稿いただきました。幸福について考えるきっかけになるとと思いますので、皆様ぜひご一読ください。

トランプ米国大統領の出現は、私に少々どころか大きくこれまでの人生経験にはなかったほどの驚きを与え、同時に新たな発見と自分には譲れない価値観を感じました。このような衝撃は、私のみならず多くの方々も感じておられることと思います。

米国の長い選挙運動の結果として国民の支持を得たこと、これは分かっているのですが、独自の崇高な理想と、現実をとらえた政策を表明するご本人の姿には、品格の問題や思考の根源の差異が感じられ、私には理解する能力がありません。全てがお金、経営者戦略政策を優先し、安全を盾に人種・宗教をも問題化させ、米国民の求めている政策を実現する、という論理なのかと愚直にも錯覚してしまいます。「米大国」を再現し、世界の中での政治、経済、軍事のリーダー的位置を確保するという方針なのでしょう。そこには結果はどうであれ、米国民が世界から憧れ、尊敬される姿があるとは思われません。一方、敗れたクリントンは、ほぼ同数の票を獲得していますが、前大統領のオバマの政策をある程度引き継いだものの、所得格差や現代がかかえる諸問題に対応できる政策が力不足と受け止められたのでしょう。

「時の政策」「時の道徳」というものは、長い年月の中では不変ではありません。しかし、私はその中であっても、人生一貫して揺らぐことのない「自分なりの信念」というものが大切と思っています。確かに、仕事や家庭など、毎日の生活が人生の基本ではありますが、自分の信念を顧みる余裕なく、年を重ね、年月ばかりが通り過ぎていく昨今、一抹の寂しさとあせりを感じてしまいます。

私は八王子で生まれ育ちました。戦後のバラックでの思い出を大切にし、それらは今でも人生の大切な一部に位置されています。山川草木とご近所、友人等々が一体となった当時の環境には、不自由もありましたが宝物が沢山ありました。自分は近々高齢者の仲間になります。これまで仕事も趣味も精一杯やってきましたが、若い時に一年間程、心臓や肺の病気で入院したころがありました。その時に三女が生まれました。入院中であり、やむを得ず父が三女の名付け親となりました。「紅於」（こお）と名付けて、父は丁寧に私に説明してくれました。

これは中国唐の時代の詩人杜牧の「山行」という詩で、後半は「車を停めそぞろ愛す楓林の晩れ」つまり「車を停め、わけもなく楓の林の夕暮れに見とれ」、そして「霜葉は二月の花よりも紅であることに気がつく」と続きます。「晩秋から冬を迎える淋しさの中にも、心の持ち方ひとつで、春先にほころぶ花よりも楓の霜葉の美しい紅を感じる事ができた」という詩です。この詩より「紅於（こお）」とつけたといわれ、私もその様に育ってほしいと思いました。

詩人杜牧は、寒々とした山中で予期せぬ大発見で喜びにひたったことでしょう。心の持ち方で身近なものに対する観方、感じ方を変えることができるということでありましょう。



遠上寒山石径斜（遠く寒山に上れば石径斜めなり）

白雲生処有人家（白雲生ずる処人家有り）

停車坐愛楓林晩（車を停（とど）めて

坐（そぞろ）に愛す楓林の晩）

霜葉紅於二月花（霜葉は二月の花より紅なり）

また、作者知らずですが次のような言葉があります。

「幸福をたずねて」

一日だけ幸福になろうと思えば床屋に行きなさい。
一週間だけ幸福になろうと思えば結婚しなさい。
一ヶ月だけ幸福になろうと思えば馬を飼いなさい。
一年だけ幸福になろうと思えば家を建てなさい。
一生涯幸福になろうと思えば心正しく生きなさい。



時代こそ異なれ、この言葉は今でも通じるように思います。

まったく幸福などというものは、それを手に入れて喜んでいううち、すぐに味気なくなってしまう、また新しい幸福を求めなければなりません。人生この繰り返しで、いつも結果は同じことであり、まるで夜汽車の窓から月を眺め、月と自分が同時に進んで、いつまで経っても自分が月と交わること、月をとらえることがないようなものです。

一生涯幸福であろうと思って外に幸福を求めることは、「心正しく生きなさい」の言葉とは矛盾します。私たちは生身の人間である以上、健康・人間関係・社会情勢等々、全て環境に左右される所に身を置いております。一生涯なくなることはない本当の幸福を得るためには、自分なりに「信」をもち、外に振り回されず日々を送ることが大切と考えます。

最後にもう一つ、中国宋の時代の戴益（たいえき）の「探春」という詩をご紹介します。

一日中、山野にて春を探して回っても春の気配は見つからなかった。疲れ果てて自宅に戻ると、何と庭の梅の枝が蕾をふくらませていた。「なんだ、こんなに身近に春があるではないか」と気づき、外にはばかり春＝幸福を探していた愚かな自分を戒めた、という詩です。

私も心を素直にして、自分の足元にいつも目を配っておきたいと思っています。

皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

盡日尋春不見春（盡日（じんじつ）春を尋ねて春を見ず）
枝藜踏破幾重雲（枝藜（じょうれい）踏破す幾重の雲）
歸來試把梅梢看（歸來（きらい）試みに梅梢（ばいしょう）を把って看れば）
春在枝頭已十分（春は枝頭（しとう）にありて已に十分）

及川周介住職 プロフィール

昭和19年 東京八王子市生まれ

現在、東京新宿常円寺住職をつとめるとともに、京都本山妙覺寺貫首及び学校法人熊谷立正学園立正幼稚園理事長を兼務

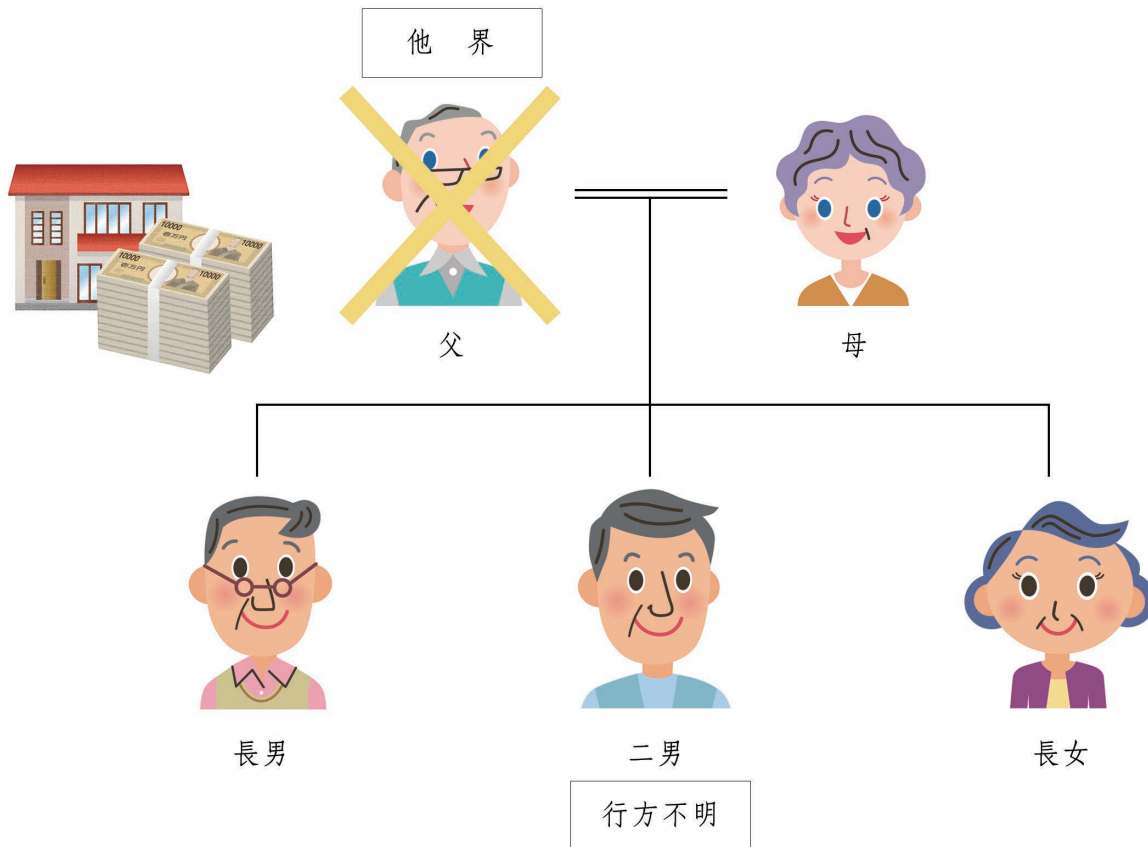
元八王子本立寺住職、学校法人立正学園理事長





相続人が行方不明の場合どうなるか

遺産分割協議においては「相続人全員」による合意が必要です。そのため、相続人のうちに行方不明の人がいる場合には遺産分割協議ができず、遺産を誰も処分できないことになってしまいます。例えば、下図の家族において父が他界した場合、二男が行方不明であれば父の預金口座を解約して分配することができません。



このような場合、**行方不明の二男の財産を管理する不在者財産管理人を家庭裁判所に選任してもらい、不在者財産管理人に合意してもらうことで遺産分割協議を成立させることが可能です。**また、**行方不明の二男に対し、家庭裁判所に失踪宣告をしてもらうことで、二男を相続人から外することも可能です。**

「不在者」となる場合

遺産分割の前提として、まずは亡くなった方（被相続人）が生まれてから亡くなるまでの戸籍及び原戸籍を確認することで法定相続人となる方を調べます。そして、法定相続人については、戸籍の附票や住民票により住所を確認します。

その後、法定相続人に手紙を郵送するなどして遺産分割に対する意向を確認します。しかし、長年音信不通であった親族の場合には、住民票上の住所に手紙を郵送しても、「あて所に尋ねあたりません」として郵便物が戻ってきてしまうことがあります。その場合、住民票上の住所を訪問して居住の有無を確認するのですが、転居しているのに住民票を移していない場合には、転居先の住所を調べる方法がありません。このような場合、従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者として「不在者」となります。私の経験では、ホームレスとなっている、自殺をされていると思われるが発見されていない、刑務所で服役中などの事情で不在者となる方が多いようです。

不在者財産管理人制度

家庭裁判所は、共同相続人などの利害関係人からの請求に基づき、不在者の財産を管理する不在者財産管理人を選任します。

そして、不在者財産管理人は、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって遺産分割を行うことができます。

また、不在者財産管理人は、遺産分割によって不在者が取得する財産を、不在者が現れるか、後述する失踪宣告がなされるまでの間、不在者のために管理、保存することになります。この管理の中には、不在者の債権者に対する弁済も含まれますので、不在者に対する貸付金や立替金がある場合は、不在者財産管理人が管理する財産から弁済を受けることができます。

失踪宣告制度

失踪宣告とは、生死不明の者に対して、法律上死亡したものとみなす効果を生じさせる制度です。不在者につき、その生死が7年間明らかでないとき（普通失踪）、又は戦争、船舶の沈没、震災などの死亡の原因となる危難に遭遇しその危難が去った後その生死が1年間明らかでないとき（危難失踪）は、申立てにより家庭裁判所は失踪宣告をすることができます。

この手続においては、申立人や不在者の親族などに対し、家庭裁判所調査官による調査が行われ、その後、裁判所が定めた期間内（3か月以上。危難失踪の場合は1か月以上）に、不在者は生存の届出をするように、不在者の生存を知っている人はその届出をするように官報や裁判所の掲示板で催告をして、その期間内に届出などがなかったときに失踪宣告がされます。

失踪宣告の効果として、不在者の生死が不明になってから7年間が満了したとき（危難失踪の場合は、危難が去ったとき）に死亡したものとみなされ、不在者についての相続が開始されます。

例えば、冒頭の事案においては、失踪宣告により二男が父より先に死亡したものと見なされる場合には、二男に相続分はなかったものとして、母、長男、長女が父の遺産を法定分割することになります（二男に妻子がいないことを前提にしています）。

他方、失踪宣告により二男が父より後に死亡したものと見なされる場合には、二男の相続分を二男の法定相続人である母が取得することになります。



まとめ

失踪宣告を受けるためには、不在者の生死が不明になってから7年間が満了する必要があるため、その手続においては家庭裁判所による調査及び3か月以上の催告期間が必要となることから、遺産分割を急ぐときには、失踪宣告に先立って不在者財産管理人の選任を受けて遺産分割をすることになります。

もっとも、不在者財産管理人の選任を受けて遺産分割協議をする場合でも、その手続には家庭裁判所に申し立てる前の調査及び不在者財産管理人が選任されてからの同人との交渉などで数か月以上の時間を要します。

よって、法定相続人となる親族の中に行方不明者がいる場合には、生前に遺言書を作成することで、遺産分割協議なしに相続人及び受遺者に遺産を承継できるよう準備しておくことをお勧めします。



労働事件の解決

～懲戒処分について①～



弁護士 大山 晃平

1. はじめに

会社で正社員として勤務していた労働者が、勤務時間外に、当該会社の運行する路線で痴漢行為を行ったことを理由に諭旨解雇処分を受けた訴訟の判決で、裁判所は処分が違法だとして無効と判断した。

複数の生活保護受給者にセクハラをしたとして、懲戒免職処分を受けた30代の元市職員が、処分の取消しを求めた訴訟の判決で、裁判所は、処分が違法だとして市に対して取消しを命じた。

昨今、このような見出しのニュースを目にすることも多いのではないのでしょうか。

前回より、「労働事件の解決」と銘打って、その第1弾として残業代請求を取り上げましたが、今回から、ご相談をお受けすることも多い懲戒処分を取り上げ、その解決についてお話したいと思います。

2. 懲戒処分って何？

(1) 総論

そもそも、懲戒処分とは、企業秩序への違反に対し、使用者によって課せられる一種の制裁罰です。

どのような懲戒処分を設けるかについては、法令上、特に規制があるわけではありませんので、公序良俗（社会における一般的な倫理や利益のようなものです。）に反するようなものでなければ使用者の選択により定めることが可能です。

(2) 根拠

懲戒処分を行うとしても、労働契約上の根拠が必要となります。

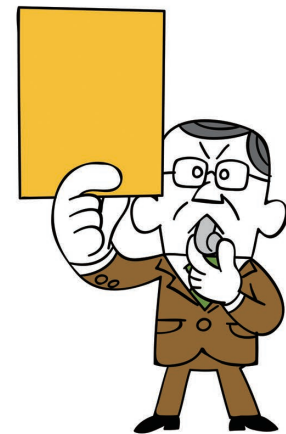
ここでいう「労働契約上の根拠」には、個別の労働契約のほか就業規則の定めも含まれます。

3. 懲戒処分の種類は？

一般的にみられる懲戒処分には、次のようなものがあります。留意すべき点とともに、ご紹介いたします。

訓戒・戒告・譴責（けんせき）

いずれも、嚴重に注意し、将来を戒める、という内容になりますが、口頭によるものが「訓戒」あるいは「戒告」、始末書を提出させるのが「譴責」と呼ばれることが多いところです。



減給

いったん発生した賃金を減額する制裁処分です。

労働基準法上、「1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならない」とされておりますので、就業規則上もこの範囲内で規定しなければならず、実際に課す処分もこの制限を遵守する必要があります。なお、違反した使用者には、30万円以下の罰金が科される可能性があります。

なお、間違えやすいところですが、たとえば、遅刻や早退に伴って就労していない時間に対応する賃金を減額するのは、いわゆるノーワーク・ノーペイの原則に則るものですので、ここでいう減給ではありません。

出勤停止

出勤を禁じ、かつ賃金を支払わない制裁処分です。

なお、業務命令としての自宅待機や就業規則に基づく休職制度については、制裁の性格をもたないものですので、通常は期間中の賃金の支払いが必要となります。

また、期間の上限については、法令における制限はなく、公序良俗に反するような長期間のものでない限り、有効性が否定されることはないと思いますが、一般的には、長くても1か月程度といったところでしょうか。

降職・降格

一般的には、役職に就いている労働者の役職を解くことが「降職」であり、労働者の資格を下位のものに引き下げることが「降格」とされております。人事の処遇や給与制度の運用に伴って行われる場合もありますが、懲戒処分として行う場合には、上記のとおり、その根拠が必要となりますので留意が必要です。

論旨解雇

任意での退職を勧告し、退職届の提出があれば任意での退職の扱いとしますが、期間内に提出がなければ懲戒解雇する、というのが一般的です。懲戒解雇との違いとしては、就業規則の定め方にもよりますが、解雇予告がなされ、あるいは解雇予告手当が支払われたり、退職金の一部が支払われたりすることなどがあります。

懲戒解雇

労働契約を使用者が一方的に解消するもので、懲戒処分の中では最も重い処分となります。懲戒解雇については、論点も多岐にわたり、法的な紛争につながるケースも多く、最も留意が必要な懲戒処分といえます。

4. 懲戒処分の諸原則

実際に懲戒処分を行うにあたっては、一般的に、以下のような原則があるとされております。抽象的な概念ですが、いずれも実際に懲戒処分を課す際には避けてはとおれない原則ですので、留意点とあわせてご紹介します。

罪刑法定主義

懲戒処分を課するためには、対象となる行為とそれに対する懲戒の種類や程度が、労働契約や就業規則に明記されていなければならない、という原則をいいます。

効力不遡及の原則

それまで懲戒処分の対象とはされていなかった行為について、新たに懲戒の対象とすることを就業規則に定めても、それを適用することができるのは定めた以後の行為についてであり、それ以前の行為には適用できない、という原則をいいます。

一事不再理の原則

同一の行為に対して2回の懲戒処分を行うことはできない、という原則をいいます。なお、この原則との関係でご相談されることの一つとして、賞与との関係があります。具体的には、賞与の算定期間中に懲戒処分を受けた者の賞与の額を、その処分を受けていなかったと仮定した場合に想定される金額よりも少額にすることが可能かどうか、という論点になりますが、就業規則上、本人の成績を勘案して支給する旨が規定されている場合には、考課査定が低くなっただけですので、この原則に反することにはなりません。

行為と処分の均衡の原則

処罰の対象とされた行為とそれに対する処分とは、均衡がとれたものでなければならない、という原則をいいます。懲戒処分が無効と判断される最も多くの理由がこの原則に基づくもので、懲戒の対象となる事実はあるが、処分が重すぎて無効となる、というケースがよくみられるところです。

懲戒権の濫用の法理

以上の諸原則をまとめて、労働契約法では、「使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したもとして、当該懲戒は、無効とする。」と規定されております。

実際に懲戒処分の効力が争われる場面ではこの条文の解釈が問題となり、当該懲戒処分が、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められるかを、労働者の行為の性質や態様、その他の事情に照らして判断されることとなります。

ここまで、懲戒処分一般にあてはまる概念や原則をみてきましたが、これらを前提として、次回には、実際に懲戒処分がなされ得る場面ごとに、その解決をご紹介します。



1. はじめに

現在、労働関連法を筆頭に、雇用機会均等法、育児・介護休業法等様々な法律で妊娠・出産・育児への配慮が求められています。

本稿では、従業員が妊娠した場合や育児に携わる場合、事業主としてどのような点に注意すべきか考えていきたいと思えます。

2. 労働者の権利と事業主の義務

～妊娠中～

(1) 妊婦健康診査を受けるための時間

事業主は、

妊娠23週までは4週間に1回

妊娠24週から35週までは2週間に1回

妊娠36週から出産までは1週間に1回

申請により検診に必要な時間を確保しなくてはなりません。もっとも、労働契約や就業規則に定めがなければ無給でOKです。



(2) 労働時間制限等

妊婦さんは、時間外労働の制限、深夜業の制限、軽易作業への転換等を請求できます。

事業主には配慮義務がありますし、これらの請求を理由に不利益取扱いを行うことは法律で禁じられていますので、十分注意しましょう。

～産休と育休～

(1) 産休とは、産前休暇と産後休暇のことをいいます。

産前休暇は、出産予定日の6週間前（双子以上の多胎妊娠では14週前）からです。妊婦さんが請求することにより取得できます。

産後休暇は、出産の翌日から8週間です。医師の許可と本人の請求があれば6週間に短縮できます。

対象は、女性のみです。妊婦であれば、雇用形態や雇用期間に関わりなく取得できます。母体の健康を守るためですので、妊婦の配偶者である男性は対象になりません。ただし、男性に、配偶者の産前産後休暇中の数日間につき休暇を認めている企業はあります。

お気づきと思いますが、産後休暇が義務的に取得しなければならないのに対し、産前休暇は妊婦さんの請求があれば取得させることになります。

しかし、事業主としては、妊婦さんと胎児の安全のために、妊娠の報告があったら産前の6週間は休業するよう勧めるべきだと思います。

(2) 育休とは、育児休業のことです。

産休と違って男性も取得できます。1歳に満たない子どもを養育する男女労働者（日雇いは除く）は、会社に申し出ることにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できます。断続的に取得することも可能です。

期間の定めのある労働契約であれば、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
- ②子が1歳6か月になる日の前日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでないこと

また、期間の定めがない労働契約では、以下の要件のいずれにも該当しないことが必要となります。（ただし、③～⑤のいずれかに該当する場合は育休を与えない旨の労働協約を締結している場合でないと育休取得を拒否できません。）

- ③雇用された期間が1年未満
- ④1年以内に雇用関係が終了する
- ⑤週の所定労働時間が2日以下

事業主としては、①②を満たす期間の定めのある労働者、または、③～⑤に該当しない期間の定めのない労働者から育休取得を請求されたら取得させなくてはなりません。

～復職後～

（1）育児時間

生後1年に達しない子どもを育てる女性は、1日2回各々30分間の育児時間（休み時間）を請求できます。

元々、授乳時間のための制度なので、対象は女性のみです。

（2）労働時間制限等

産後1年を経過しない女性は、妊娠中と同様に、時間外労働の制限、深夜業の制限、軽易作業への転換などを請求できます。

（3）短時間勤務制度、子の看護休暇等

事業主は、一定の条件を満たす3歳未満の子どもを育てる労働者のために、短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けること、請求があったときは、所定外労働をさせないことが義務付けられています。また、小学校入学前の子どもを養育する労働者が請求したときは、事業主は、年次有給休暇とは別に、1年につき5日間、子どもが2人以上なら10日間、病気や怪我をした子どもの看護、予防接種及び健康診断のために休暇を与えなくてはなりません。

3. 不利益取扱い禁止の強化

妊娠、出産、育児に伴う休業、時間外労働の制限、軽易な作業への配置転換、育児時間の取得等の請求を妊婦さんや子の両親がしたこと理由とする不利益取扱いは禁止されています。不利益取扱いの例は、解雇、雇止め、契約更新回数の引き下げ、退職勧告、正社員から非正社員への変更、降格、減給等です。不利益取扱いについては、単なる禁止でしたが、今年から、事業主に対する防止措置義務が新規に追加されました。法改正によって、事業主には、上司・同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように防止措置を講じる義務が課せられました。

4. おわりに

事業所の規模によっては休職を与えることが困難なこともあると思います。しかし、法で保障された労働者の権利を侵害することは出来ません。これまでに述べた労働者の権利を事業主が侵害した場合、行政から報告を求められ、助言、指導され、あるいは勧告を受けます。勧告に従わなければ公表され、世間から「ブラック企業」に認定されてしまいます。他方、復職できる環境を整えておけばベテランを育成することにもつながり、長期的にみれば事業主にもメリットがあると思います。

そのような観点から、休職も復職もスムーズに出来る制度の構築を目指してはいかがでしょうか。

ご挨拶



弁護士 中森 慧

はじめまして。本年2月付けで弁護士として入所いたしました中森慧と申します。これからお世話になる皆様方にご挨拶させていただきたく、このような機会を設けさせていただきました。

私の名前についてですが、「慧」という字は、「けい」と読みます。読み難い漢字かもしれませんが、覚えていただけましたら幸いです。また、「けい」という名前から女性弁護士を想起される方もいらっしゃるかもしれませんが、写真を見てもお分かりのとおり、男性ですのでよろしくお願いいたします。

プロフィール

平成元年に石川県金沢市で生まれ、高校卒業まで同地で育ちました。金沢市というと、兼六園など観光地としてのイメージが強いかもかもしれませんが、私が生まれ育ったのは金沢市の中でも隣の市にほど近く、周辺には海と田畑が広がり、冬には大雪が積もるような自然豊かな場所でした。中学生の頃は夏になると、よく自転車で友人達と近くの海へ遊びに行っていました。

地元の公立中学校を卒業した後は、私立金沢高等学校に進学しました。

中学校ではソフトテニス部に所属していましたが、高校ではバドミントン部に入部し、熱心に部活動に取り組み、主将を務めるなど、同校の校訓である『質実剛健』な高校生活を送りました。今でもこの言葉は、私の指針となっています。

高校を卒業した後は、明治大学法学部法律学科に進学しました。高校生の頃から漠然と法曹という職業に興味を抱いていたことから法学部に入学したこともあって、入学当初は法律の勉強を頑張ろうと意気込んでいました。しかし、明治大学文系の1、2年生のキャンパス（和泉キャンパス）は、渋谷・新宿の双方に電車で7分という好立地。その結果、「法律問題研究部」という名の旅行サークルでの活動を軸に置つつ、テニスやバドミントン等の他のサークルにも顔を出し、また近くのダーツショップに入り浸るなど健全なキャンパスライフを送りました。この2年間で得た友人や経験は、今も私にとってかけがえのないものとなっております。

大学3年生になり、駿河台キャンパスに移ってからは、一転して受験勉強に励みました。当初は司法試験予備校に通うことも考えましたが、予備校に受験相談に行くと浪人前提のプランを紹介され、独学を決意。一日のほとんどを図書館で過ごす生活を1年半ほど続け、なんとか明治大学法科大学院に進学することができました。

司法試験に合格してからは、当時文京区に住んでいたこともあって第一志望とした東京修習に配属となり、霞ヶ関の東京地方裁判所や市ヶ谷の法律事務所で修習を行いました。縁あって当事務所に入所させていただきました後に多摩地域に引っ越し、現在は立川に住んでおります。



▲ 金沢城



▲ 鼓門

目指す弁護士像

大学時代のアルバイト先が倒産したことをきっかけとして、破産事件に興味を抱くようになりました。このことから破産事件に興味を持っております。また、司法修習で建築関係訴訟に触れた経験から、同分野にも興味関心があり、弁護士会では住宅紛争審査会運営委員会に所属しております。もちろん、これらの分野だけではなく、依頼者の方々の様々なお悩みに適切に対処して解決のお手伝いをできるよう、日々研鑽を積んでまいります。

同時に、依頼者の皆さまに気軽にお話をしていただけるような雰囲気を作るのできる、良い意味で敷居の低い弁護士でありたいと思っております。



趣味・特技等

バドミントンは部活動をしてきたこともあり、今でもたまにすることがあります。また、硬式テニス専門店でアルバイトをしていたこともあって、テニス用品の商品知識はありますし、テニス観戦も大好きです。もっとも、硬式テニスの競技経験はないので、これから上手くなっていきたいと思っています。昨年からは登山にチャレンジしており、昨年は高尾山、大山、陣馬山、塔ノ岳、富士山など、春から初秋のシーズンには毎月のように登山に出かけておりました。特に富士山で見た御来光の美しさは忘れられません。その富士登山で高山病に見舞われて以来（弾丸登山は避けたのですが…）、2000メートル後半以上の山には及び腰ですが、いつか百名山を制覇してみたいと思っております。今年は立川に引っ越してきたことで、より山へのアクセスがし易くなったので、また機を見て登山に行こうと計画しております。最近では、家の近くにボルダリングのジムがあることを発見し、今度覗いてみようかと考えています。来年の今頃は岩山を登攀しているかもしれません。



▲ 陣馬山



▲ 三保の松原富士



▲ 富士御来光

競技経験はないものの、ゴルフにも興味があり、手始めにWiiスポーツを購入し、夜な夜な自宅で鍛錬を重ねております。最近では、ほぼアンダーで回れるようになってきたので、コースデビューできる日も近いのではと思っています。

最後に

当事務所に入所してから数ヶ月が経ちましたが、弁護士として依頼者の方々のお悩みを的確に把握し、解決していくことの難しさや、やりがいを実感しております。そして両親は勿論、友人達や先輩の法曹関係者の方々などのお力添えがあって初めて、弁護士として働くことができていること、その感謝の念を忘れずに、皆さまに信頼される弁護士となれるよう日々精進して参ります。これからも、ご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

最後まで読んでいただき誠にありがとうございました。



八王子 Hachioji Himawari Law Office
ひまわり法律事務所

弁護士 古川 健太郎 弁護士 真野 文 恵
 弁護士 大山 晃 平 弁護士 石井 廣 子
 弁護士 秋山 俊 弁護士 中森 慧

〒192-0046 東京都八王子市明神町2丁目27番6号 文秀ビル5階

京王線「京王八王子駅」から徒歩1分
 JR「八王子駅」から徒歩5分

お問い合わせ

TEL:042-646-2468 FAX:042-643-2451

URL:<http://www.8og-himawari.com>

(事務所ブログもご覧ください。)